

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をこ  
こに公布する。

令和8年 **3** 月**16** 日

さいたま市長

Handwritten signature in black ink, reading "清水 弘人" (Shirohiko Nagase).

さいたま市条例第5号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料)	(給料)
<p>第2条 給料は、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、<u>第一種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。</p>	<p>第2条 給料は、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。</p>
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
<p>第4条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第5項の規定により職員（<u>第9項各号に掲げる職員</u>を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 <u>次の各号に掲げる職員</u>の第5項の規定による昇</p>	<p>第4条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第5項の規定により職員（<u>第9項の適用を受ける職員</u>を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 [略]</p> <p>9 <u>55歳を超える職員</u>（医療職給料表(1)の適用を</p>

給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳を超える職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

10～13 [略]

(第一種初任給調整手当)

第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額31万800円を超えない範囲内の額を第一種初任給調整手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、支給期間、支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(扶養手当)

第10条 [略]

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

受ける職員を除く。）の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

10～13 [略]

(初任給調整手当)

第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額31万800円を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、支給期間、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(扶養手当)

第10条 [略]

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とす

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第11条 削除

る。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(地域手当)

第12条 職員には、地域手当を支給する。

2・3 [略]

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 [略]

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第12条 地域手当は、人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2・3 [略]

4 第1項の人事委員会規則で定める地域(以下この項において「地域手当支給地域」という。)に在勤する職員が、地域手当支給地域以外へ異動した場合(当該異動の日の前日に地域手当支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。)は、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 前項の規定による地域手当の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 前項の規定による地域手当の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 [略]

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)

してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30

キロメートル未満である職員 1万6,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35  
キロメートル未満である職員 1万9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40  
キロメートル未満である職員 2万2,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45  
キロメートル未満である職員 2万5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50  
キロメートル未満である職員 2万9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55  
キロメートル未満である職員 3万2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60  
キロメートル未満である職員 3万5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上であ  
る職員 3万8,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 遠方に居住する職員で、育児、介護等のやむを得ない事情がある者として規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る  
通勤手当 支給単位期間につき、規則で定める

ところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員（規則で定める者に限る。）となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 [略]

8 [略]

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、

3 [略]

4 [略]

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

1月)をいう。

10 [略]

(単身赴任手当)

第16条 [略]

2 [略]

3 新たに給料表の適用を受ける職員(規則で定める者に限る。)となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第25条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) [略]

6 [略]

(単身赴任手当)

第16条 [略]

2 [略]

3 この条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第25条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

(2) [略]

<p>4 [略]</p> <p>(定年再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第32条 第4条第3項から第12項まで(第6項を除く。)、第9条及び第10条の規定は、定年再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>4 [略]</p> <p>(定年再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第32条 第4条第3項から第12項まで(第6項を除く。)、第9条から第11条まで、<u>第12条第4項、第13条、第14条及び第31条</u>の規定は、定年再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
--	---

別表第1及び別表第3を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,600	267,300	301,000	332,100	371,700	411,400	500,800	551,300
	2	192,800	268,800	302,600	333,700	374,000	413,900	506,500	556,800
	3	193,900	270,300	304,200	335,300	376,200	416,300	512,000	562,300
	4	195,000	271,800	305,800	336,900	378,400	418,700	517,300	567,800
	5	196,100	273,300	307,300	338,500	380,600	421,100	522,400	573,300
	6	197,600	274,800	308,900	340,100	382,800	423,600	527,300	578,800
	7	199,100	276,300	310,500	341,700	385,000	426,000	532,000	584,300
	8	200,600	277,800	312,100	343,300	387,200	428,400	536,500	589,800
	9	202,100	279,300	313,600	344,900	389,400	430,800	540,800	
	10	203,900	280,800	315,200	346,500	391,600	433,200		
	11	205,600	282,200	316,800	348,100	393,800	435,600		
	12	207,300	283,700	318,400	349,700	396,000	438,000		
	13	209,000	285,100	319,900	351,300	398,200	440,400		
	14	210,800	286,500	321,500	352,900	400,400	442,700		
	15	212,500	287,900	323,100	354,500	402,600	445,000		
	16	214,200	289,300	324,700	356,100	404,800	447,300		
	17	215,900	290,700	326,200	357,700	407,000	449,500		
	18	217,700	292,100	327,800	359,300	409,200	451,800		
	19	219,400	293,500	329,400	360,900	411,300	454,100		
	20	221,100	294,900	331,000	362,500	413,500	456,400		
	21	222,800	296,300	332,500	364,100	415,600	458,600		
	22	224,600	297,700	334,100	365,700	417,700	460,200		
	23	226,300	299,000	335,600	367,300	419,800	461,700		
	24	228,000	300,400	337,200	368,900	421,900	463,300		
	25	229,700	301,700	338,700	370,500	423,900	464,800		
	26	231,000	303,000	340,300	372,100	425,800	466,400		
	27	232,300	304,300	341,800	373,700	427,600	467,900		
	28	233,600	305,600	343,400	375,300	429,500	469,500		
	29	234,900	306,800	344,900	376,900	431,300	471,000		
	30	236,200	308,000	346,500	378,500	432,800	472,500		
	31	237,400	309,200	348,000	380,100	434,300	473,900		
	32	238,600	310,400	349,600	381,700	435,800	475,400		
	33	239,800	311,600	351,100	383,200	437,200	476,800		
	34	241,000	312,800	352,700	384,800	438,500	478,000		
	35	242,200	314,000	354,200	386,400	439,800	479,100		
	36	243,400	315,200	355,800	388,000	441,100	480,300		
	37	244,600	316,300	357,300	389,500	442,300	481,400		
	38	245,800	317,500	358,900	391,100	443,600	482,600		
	39	247,000	318,700	360,400	392,600	444,800	483,700		
	40	248,200	319,900	362,000	394,200	446,100	484,900		
	41	249,300	321,000	363,500	395,700	447,300	486,000		
42	250,500	322,200	365,100	397,300	448,100	487,000			

43	251,700	323,400	366,600	398,800	448,900	487,900
44	252,900	324,600	368,100	400,300	449,700	488,900
45	254,000	325,700	369,600	401,800	450,400	489,800
46	255,200	326,900	371,100	403,100	451,100	490,500
47	256,400	328,100	372,600	404,300	451,800	491,200
48	257,600	329,300	374,100	405,600	452,500	491,900
49	258,700	330,400	375,600	406,800	453,200	492,500
50	259,900	331,600	376,900	408,000	453,800	
51	261,100	332,800	378,200	409,100	454,400	
52	262,300	334,000	379,500	410,300	455,000	
53	263,400	335,100	380,800	411,400	455,500	
54	264,600	336,300	381,900	412,200	456,000	
55	265,800	337,500	382,900	412,900	456,500	
56	267,000	338,700	383,900	413,700	457,000	
57	268,100	339,800	384,900	414,400	457,400	
58	269,300	340,800	385,900	415,100	457,900	
59	270,400	341,800	386,800	415,700	458,400	
60	271,600	342,800	387,700	416,300	458,900	
61	272,700	343,800	388,600	416,900	459,300	
62	273,800	344,700	389,500	417,500	459,800	
63	274,900	345,500	390,400	418,100	460,200	
64	276,000	346,400	391,300	418,700	460,600	
65	277,100	347,200	392,100	419,200	461,000	
66	278,200	348,000	392,900	419,800	461,500	
67	279,200	348,800	393,700	420,300	461,900	
68	280,200	349,600	394,500	420,800	462,300	
69	281,200	350,400	395,300	421,300	462,700	
70	282,100	351,200	396,000	421,700	463,100	
71	282,900	351,900	396,700	422,000	463,400	
72	283,700	352,700	397,400	422,300	463,700	
73	284,500	353,400	398,100	422,600	464,000	
74	285,300	354,200	398,800	422,900	464,400	
75	286,100	354,900	399,500	423,200	464,700	
76	286,900	355,600	400,200	423,500	465,000	
77	287,700	356,300	400,800	423,800	465,300	
78	288,500	357,000	401,400	424,100		
79	289,300	357,600	402,000	424,400		
80	290,100	358,300	402,600	424,700		
81	290,900	358,900	403,100	424,900		
82	291,500	359,400	403,600	425,200		
83	292,100	359,900	404,100	425,400		
84	292,700	360,400	404,600	425,700		
85	293,300	360,800	405,000	425,900		
86	293,700	361,300	405,400	426,200		
87	294,000	361,800	405,800	426,400		
88	294,400	362,300	406,200	426,700		
89	294,700	362,700	406,600	426,900		

	90		363,200	407,000					
	91		363,600	407,400					
	92		364,100	407,800					
	93		364,500	408,200					
	94		365,000	408,600					
	95		365,400	409,000					
	96		365,900	409,400					
	97		366,300	409,800					
	98		366,800	410,200					
	99		367,200	410,600					
	100		367,700	411,000					
	101		368,100	411,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		228,500	256,600	279,500	302,700	319,200	340,400	374,800	423,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 (第1条関係)

## 消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	274,000	302,000	329,500	360,800	377,100	412,400	502,000	552,100
	2	206,700	275,400	303,600	331,000	362,200	379,200	414,900	507,700	557,600
	3	208,000	276,800	305,200	332,500	363,600	381,300	417,300	513,200	563,100
	4	209,300	278,200	306,800	334,000	365,000	383,400	419,800	518,500	568,600
	5	210,600	279,500	308,400	335,400	366,400	385,400	422,200	523,600	574,100
	6	212,200	280,900	310,000	336,900	367,800	387,500	424,700	528,500	579,600
	7	213,700	282,300	311,600	338,400	369,200	389,600	427,100	533,200	585,100
	8	215,200	283,700	313,200	339,900	370,600	391,700	429,600	537,700	590,600
	9	216,700	285,000	314,800	341,300	372,000	393,700	432,000	542,000	
	10	218,400	286,400	316,400	342,800	373,400	395,800	434,500		
	11	220,100	287,800	318,000	344,300	374,800	397,900	436,900		
	12	221,800	289,200	319,600	345,800	376,200	400,000	439,400		
	13	223,400	290,500	321,200	347,200	377,600	402,000	441,800		
	14	225,200	291,900	322,800	348,700	379,000	404,100	444,200		
	15	226,900	293,300	324,400	350,200	380,400	406,200	446,500		
	16	228,600	294,700	326,000	351,700	381,800	408,300	448,900		
	17	230,300	296,000	327,600	353,100	383,200	410,300	451,200		
	18	232,100	297,400	329,200	354,600	384,600	412,400	453,500		
	19	233,800	298,700	330,800	356,100	386,000	414,500	455,800		
	20	235,500	300,000	332,400	357,600	387,400	416,600	458,100		
	21	237,200	301,300	334,000	359,000	388,800	418,600	460,300		
	22	239,000	302,600	335,600	360,500	390,200	420,700	461,900		
	23	240,700	303,900	337,200	362,000	391,600	422,700	463,500		
	24	242,400	305,200	338,800	363,500	393,000	424,800	465,100		
	25	244,100	306,500	340,400	364,900	394,400	426,800	466,600		
	26	245,500	307,700	342,000	366,400	395,800	428,700	468,200		
	27	246,800	308,900	343,600	367,900	397,200	430,500	469,700		
	28	248,100	310,100	345,200	369,400	398,600	432,300	471,300		
	29	249,400	311,300	346,800	370,800	400,000	434,100	472,800		
	30	250,600	312,500	348,400	372,200	401,400	435,600	474,200		
	31	251,700	313,600	350,000	373,500	402,800	437,100	475,600		
	32	252,900	314,800	351,600	374,900	404,200	438,600	477,000		
	33	254,000	315,900	353,200	376,200	405,600	440,000	478,400		
	34	255,100	317,100	354,700	377,500	407,000	441,300	479,700		
	35	256,100	318,200	356,100	378,800	408,400	442,500	480,900		
	36	257,100	319,300	357,600	380,100	409,800	443,800	482,100		
	37	258,100	320,400	359,000	381,300	411,200	445,000	483,300		
	38	259,200	321,600	360,500	382,500	412,400	446,300	484,400		
	39	260,200	322,700	361,900	383,700	413,500	447,500	485,500		
	40	261,200	323,800	363,400	384,900	414,600	448,700	486,600		
	41	262,200	324,900	364,800	386,100	415,700	449,900	487,600		
	42	263,300	326,100	366,300	387,300	416,500	450,700	488,500		
	43	264,300	327,200	367,700	388,400	417,200	451,400	489,400		
	44	265,300	328,300	369,100	389,600	418,000	452,200	490,300		
	45	266,300	329,400	370,500	390,700	418,700	452,900	491,200		
	46	267,400	330,600	371,900	391,700	419,400	453,600	491,800		
	47	268,400	331,700	373,300	392,700	420,000	454,300	492,400		
	48	269,400	332,800	374,700	393,700	420,600	455,000	493,000		
	49	270,400	333,900	376,100	394,700	421,200	455,700	493,600		
	50	271,500	335,100	377,400	395,500	421,800	456,300			
51	272,500	336,200	378,700	396,300	422,400	456,900				

52	273,500	337,300	380,000	397,100	423,000	457,500				
53	274,500	338,400	381,300	397,800	423,500	458,000				
54	275,600	339,600	382,400	398,500	424,000	458,500				
55	276,600	340,700	383,500	399,200	424,400	459,000				
56	277,600	341,800	384,600	399,900	424,800	459,500				
57	278,600	342,900	385,700	400,600	425,200	459,900				
58	279,700	343,900	386,600	401,200	425,500	460,400				
59	280,700	344,800	387,500	401,800	425,800	460,800				
60	281,700	345,700	388,400	402,400	426,100	461,300				
61	282,700	346,600	389,300	403,000	426,400	461,700				
62	283,800	347,500	390,100	403,600	426,700	462,200				
63	284,800	348,300	390,800	404,200	427,000	462,600				
64	285,800	349,200	391,600	404,800	427,300	463,000				
65	286,800	350,000	392,300	405,400	427,600	463,400				
66	287,900	350,800	393,100	406,000	427,900	463,900				
67	288,900	351,500	393,800	406,600	428,200	464,300				
68	289,900	352,300	394,600	407,200	428,500	464,700				
69	290,900	353,000	395,300	407,800	428,800	465,100				
70	291,900	353,700	396,100	408,400	429,100	465,500				
71	292,900	354,400	396,800	408,900	429,400	465,900				
72	293,900	355,100	397,600	409,400	429,700	466,300				
73	294,800	355,800	398,300	409,900	430,000	466,600				
74	295,800	356,500	399,000	410,400	430,300	467,000				
75	296,700	357,200	399,600	410,900	430,600	467,300				
76	297,700	357,900	400,200	411,400	430,900	467,600				
77	298,600	358,500	400,800	411,800	431,100	467,900				
78	299,400	359,200	401,400	412,300						
79	300,200	359,800	402,000	412,700						
80	301,000	360,400	402,600	413,100						
81	301,800	361,000	403,100	413,500						
82	302,500	361,500	403,700	413,900						
83	303,200	362,000	404,200	414,300						
84	303,900	362,500	404,800	414,700						
85	304,500	362,900	405,300	415,000						
86	305,000	363,400	405,800	415,400						
87	305,500	363,900	406,200	415,800						
88	306,000	364,400	406,700	416,200						
89	306,400	364,800	407,100	416,500						
90		365,300	407,500	416,800						
91		365,700	407,900	417,100						
92		366,200	408,300	417,400						
93		366,600	408,700	417,700						
94		367,100	409,100	418,000						
95		367,500	409,500	418,300						
96		368,000	409,900	418,600						
97		368,400	410,200	418,900						
98		368,900	410,600	419,200						
99		369,300	411,000	419,500						
100		369,700	411,400	419,800						
101		370,100	411,700	420,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円								
		229,000	257,100	280,000	283,200	303,200	319,700	340,900	375,100	424,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

(さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p>第7条 [略] 2～4 [略]</p> <p><u>5</u> 第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第3条から第4条の2まで、第7条、第8条、第10条、第14条、第19条、第20条第2項及び第21条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第2項、<u>第27条第2項並びに第30条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例</u></p>	<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p>第7条 [略] 2～4 [略] <u>5</u> <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>6</u> 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項の規定による給料月額の設定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第3条から第4条の2まで、第7条、第8条、第10条、<u>第11条</u>、第14条、第19条、第20条第2項、<u>第21条及び第30条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、<u>第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2</u></p>

<p>第30条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>第10条 給与条例第9条、<u>第10条</u>、第13条、第14条、第16条及び第31条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>第10条 給与条例第9条から第11条まで、第13条、第14条、第16条及び第31条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

(さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 <u>職員には、地域手当を支給する。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第6条及び第18条の規定は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 <u>地域手当は、職員（市長が定める職員を除く。）に対して支給する。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第6条、<u>第8条、第17条</u>及び第18条の規定は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年さいたま市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)並びに <u>第一種初任給調整手当</u> 、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。	(給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)並びに <u>初任給調整手当</u> 、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。
2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。)並びに <u>第一種初任給調整手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬(以下「手当相当報酬」という。)並びに期末手当及び勤勉手当とする。	2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む。以下同じ。)並びに <u>初任給調整手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬(以下「手当相当報酬」という。)並びに期末手当及び勤勉手当とする。

(さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第5条 さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年さいたま市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～32 [略] 33 さいたま市職員の給与に関する条例第4条第8項及び第10項から第12項まで、 <u>第9条並びに第10条並びに</u> 改正後の給与条例第4条第3項から第5項まで、第7項及び第9項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 34 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 35～39 [略]	附 則 1～32 [略] 33 さいたま市職員の給与に関する条例第4条第8項及び第10項から第12項まで、 <u>第9条から第11条まで、第12条第4項、第13条並びに第14条並びに</u> 改正後の給与条例第4条第3項から第5項まで、第7項及び第9項 <u>並びに第31条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 34 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、 <u>第8条、第17条</u> 及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 35～39 [略]

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中第6条第2項の改正は、令和9年4月1日から施行する。

##### (号給の切替え)

2 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

##### (切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市人事委員会の定めるこれに準じるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準じるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

##### (令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とある

「(5) 心身に著しい障害がある者  
のは

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、  
）」

「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

5 改正後の給与条例第15条第4項及び第16条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は市人事委員会が別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	6級	7級	8級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	1	1
11	11	1	1
12	12	1	1
13	13	1	2
14	14	1	2
15	15	2	2
16	16	2	3
17	17	2	3
18	18	3	3
19	19	3	4
20	20	4	4
21	21	4	4
22	22	4	5
23	23	5	5
24	24	5	5
25	25	5	5
26	26	5	
27	27	6	
28	28	6	
29	29	6	
30	30	6	
31	31	6	
32	32	7	
33	33	7	
34	34	7	
35	35	7	
36	36	7	
37	37	7	
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	49		
51	49		
52	49		
53	49		
54	49		
55	49		
56	49		
57	49		

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	7級	8級	9級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	1	1
11	11	1	1
12	12	1	1
13	13	1	2
14	14	1	2
15	15	2	2
16	16	2	3
17	17	2	3
18	18	3	3
19	19	3	4
20	20	4	4
21	21	4	4
22	22	4	4
23	23	5	5
24	24	5	5
25	25	5	5
26	26	5	
27	27	6	
28	28	6	
29	29	6	
30	30	6	
31	31	6	
32	32	7	
33	33	7	
34	34	7	
35	35	7	
36	36	7	
37	37	7	
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	49		
51	49		
52	49		
53	49		
54	49		
55	49		
56	49		
57	49		